

メキシコ革命立憲期における 女性の権利の展開¹

北條 ゆかり

1. 序：近代的人権を問い合わせはじめた19世紀末メキシコの女性たち
2. 初期革命運動への女性の参加とその言説
3. エルミラ・ガリンドのフェミニズム思想と立憲期の法制改革
4. 結語：フェミニズムがメキシコ革命期の社会にもたらしたもの

1. 序：近代的人権を問い合わせはじめた19世紀末メキシコの女性たち

本稿の目的は、メキシコにおいて近代化が推進された19世紀末から1910年代の革命動乱期にかけて、女性の権利を要求する主張がいかにして湧き上がり、近代的な政治意識に触発されて、建設過程にあった国民国家体制との関係で時にはそれに呼応し、時には反発や抗議を重ねながらいかなる深化をみせていったかを解明することにある。

「女性は近代国民国家体制においていかに自らを位置づけることができるか」という問題は、すでにアメリカ独立革命において議論の俎上に載せられていた。そこでは、女性市民のモデルとして新生共和国の愛国的市民を育成する徳高き「共和国の母（the Republican Mother）」のイデオロギーが体制側によって喧伝され、多くの白人女性たちがこの新理念に熱狂したことがつとに知られている。ギリシャ・ローマ以来の民主的共和政を理想とするリパブリカニズムの考えでは、共和政が男性市民の徳を導きだし、理想の市民政治を追求するための指導理念となると解された。アメリカ革命史家・女性史家のリンダ・カーバーは、そのような共和主義的美德理念が革命後の新体制を安定化していくために女性化を施され、女性を新生共和国の守り手と規定することになったことを示しつつ、一方ではそれは近代的な公私二元論において女性を「私的領域」へ押し込むための反女性的イデオロギーであったとともに、他方では「女性の政治的役割」にそれとしてはじめて着目させるロジックをも提供したとみる。女性の「政治的役割」は家庭におけるそれに限定されていたのではあるが、「共和国の母」のイデオロギーは、民主的共和国への「女性市民」の包摂という困難な問題に、妥協的ながらも一定の解答を提示したとカーバーは解釈する。

そしてそれは、女性にも政治的役割がありうると認めることで、19世紀に台頭してくる男女の政治的平等へのリベラリズム的な要求へと展望をつなぐ要素を内包していたのだと結論づけたというわけである²。このように見れば、米国におけるフェミニズムも近代国民国家という理念にその淵源を持つといえることになる。このことに因んで、メキシコにおけるフェミニズムの萌芽が認められだした時代には、フェミニズムは国家とどのような関係を結ぼうとしたのかにまず着目してみることにしよう。

すなわち、メキシコは、1821年にスペインから政治的独立を達成したものの、人種に基づく社会の階層性を維持したまま、保守派と自由主義派の対立および外国勢力からの侵攻と干渉のために近代国家形成に苦慮していた。こうしたメキシコにおいて、大文字で「レフォルマ（「改革」の意）」と呼ばれる一大転換期（1855–67）を経て、米国より遅れること約1世紀、独立以来はじめての政治の長期安定時代を迎えたポルフィリオ・ディアス政権期〔1877–80, 1884–1911〕に着目してみれば、拙速かつ歪んだ形であったにせよ近代化過程にあって、国家はいかなるジェンダー政策をとったのか。また、分断化された女性のなかで、教育の機会に恵まれた一部の者はそれをどう見抜き、受け止めていたのであろうか。

外国資本の誘致に基づく鉄道網、港湾施設、上・下水道、公共建造物などの整備・拡張にみられた物質文明の進展、プランテーション農業の拡大や鉱工業の開発による経済発展——こうした目覚しい近代化の恩恵を被ったのはもっぱら、植民地時代から続く家系の大土地所有者、鉱山所有者、商業資本家などからなる富裕階層と外国人投資家であった。しかし、その並外れた特權層のなかからですら男性並みの権力を手にした女性の存在はひとりとして知られてはいない。私的領域に封じ込められていたからである。これについては、大越愛子が「近代国民国家とジェンダー」、そして「国家とセクシュアルポリティクス」の関係について展開している説得力のある構図理解に従えば、次のように表現され得よう。すなわち、近代国民国家はその成立基盤にジェンダーを強力な要因として組み込んでいたにもかかわらず、それを隠蔽しつづけ、不可視的形態において女性を利用していた。男性中心的近代国家では、巧みにも、男性中心の政治、生産またそれをめぐる権謀術数の領域を「公的」、女性に委ねた生殖、次世代育成、文化伝承の領域を「私的」と呼ぶトリックを用いることによって、社会の主役であるブルジョア知識人男性が自分たちの欲望を追求する場としての国家、市民社会を公的領域と定義づけ、そこからの女性の排除を企てていた、と³。

メキシコ近代国家成立の基調は上述のようであったとみなされる。とはいえ、ディアス時代の近代化がもたらしたものは物質文明の「偏った」進展のみにあるのでもなかった。力を握った自由主義者たちは国民の教育を重要視し、非科学的な宗教教育を核としたカト

リック教会による従来の教育を大幅に改革しようとした。1888年、公教育法が施行され、6－12歳を対象とする初等義務教育が法制化された。かつ、その背景において、そもそも女性がいかに熱心に自活のための教育を望んでいたかは、1860年から1910年までの大統領年次教書に含まれる公教育省の統計に明らかに表れている⁴。女性からの国立女子中等学校設置についての公的要望の声は1856年から上がっていたのだが、1869年に実現し、40名が入学した。それが1874年100名、1889年に女子師範学校に改編された後1905年に284名、1910年には401名に達したのである。但し、その裏面には、教師の月給は安かったために男性の志望者が少なかったという事情もあったのだが。また、1871年に少人数で開学した女子職業専門学校は、3年後には500名に急増し、1899年には1,000名を超えた⁵。

さらに、為政者の意図とは関係なく、一握りであったにせよ高等教育の機会に恵まれる女性が現れはじめた。未亡人となった母親を養う必要に迫られ医学を志した女性マティルダ・モントヤ Matilda Montoya が、1880年に女性として初めて医学校に入学を許可された。1904年には、法学を修めた初の女性弁護士が誕生した⁶。また、出版物の執筆・刊行にあたる、ジャーナリズム活動に熱心な女性も輩出しだした。最初のフェミニズム雑誌『アナワックの娘たち』(Las hijas de Anáhuac: 1873-87) が1873年に発刊されたのは、メキシコ社会でのひとつの大きな画期であったとみなしうる⁷。これに続いて、『女性のアルバム』(El Album de la Mujer: 1883-90), 『夫人通信』(El Correo de las Señoras: 1893-1903), 『アナワックのすみれたち』(Violetas de Anáhuac: 1887-89), 『メキシコ女性』(La Mujer Mexicana: 1904-08) など純然たる女性誌がメキシコ市で次々と刊行された。執筆を担った女性は、初期には文芸家や教育理論家が多くいたが、革命の前段階になると、科学分野の専門家や政治の民主化運動あるいは労働者組織の機関誌に本格的に関わる人物が活躍はじめた。記事の内容は文芸作品、外国通信、娯楽欄、モードから、徐々に政治、社会、歴史、宗教、教育など多岐で意識の高いものへと進展した。こうした質の変化とともに、執筆の主な動機も時代背景を反映したものへと移行した。例えば、女性に固有の問題を共有する、衛生観念を普及させる、性役割や男女の差異に基づく本質主義的価値観を問う、女性の経済的自立のために教育と雇用の必要を訴える、目的達成のための連帯を呼びかける等である。一例を挙げれば、『メキシコ女性』(1904年2月1日号) の誌上、ある教員女性の次のような主張が掲載されている。

「フェミニストは、よりよい教育を受けた女性がメキシコの進歩に加わることを期待している。……大半のメキシコ女性は、有能な主婦になるためにも、男性から得られる経済援助が不十分であって生計を立てなければならない時のためにも、いまだに満足な用意ができていない。……中・上流階層のメキシコ女性は無私、無力、忠実、

善良であることを理想としているだけではいけない。子ども、それも娘の多い中流家庭では、娘たちが自活できるほどに教育を受けていれば、家族は経済的により安泰でいられるであろう。』⁸

また、1904年には「女性支援協会」Sociedad Protectora de la Mujerが結成され、自分より下層の女性のために啓蒙と援助の活動を行う者も出現した。さらに、諸外国で生まれていたフェミニズムの状況を把握しようと努め、それらの思潮を吸収していたことも明らかとなってきているというわけである⁹。

19世紀のフェミニズムを比較社会史的観点から分析した歴史家によれば、そのあり方を大きく二つに分類することができる。ひとつは、プロテスタント文化圏で開花し、男女平等を追求していた、個人主義的フェミニズムであり、もうひとつは、カトリック文化圏での、女性の状況改善を求めながらも妻および母としての役割を所与のものとみなす、関係重視主義的フェミニズムである¹⁰。メキシコでの主流は、上掲の引用からもうかがわれるおり、もちろん後者に該当していた。初期のブルジョア・フェミニストたちが強調し反復した言説は主に、女性の然るべき尊厳／自尊心、より広い教育機会の必要性、そしてその根拠としての「性役割分担論」を前提とした議論、すなわち「家庭は祭壇であり、女性が権利を持っても、神聖なる祭壇、家事を放棄するわけではないのであって、男性は何ら恐れることはない。むしろ、女性が教育を受けることによって、優れた国民を家庭から社会に送り出すことのできる理想の母親が養成される」という主張だったのである¹¹。こうして、メキシコにおける第一波フェミニズムの初期に繰り広げられた主張も、例に漏れず、女権拡張すなわち婦人三権（教育権、参政権、労働権）のうちのとりわけ教育権の要求が中心であり、国家および社会における近代的人権へのアクセスを課題にしていたといえる。権利獲得のためには、性役割のうえでの寄与を強調する以外方策がなかったのかもしれない。しかしながら他方では、働く女性のための妥当な賃金、あるいは1884年に制定された民法の改正を求める声が上がりはじめていたことも指摘しておかなければならぬ¹²。

近代的人権を要求したメキシコ女性の論調は徐々に深化をみせはじめる。以下第2節では、19世紀末から繰り広げられたブルジョア・フェミニズムの影響を受けながら、「ディアスの再選反対・長期独裁政権打倒」をスローガンに政治意識を高めていった、より幅広い層の女性たちに着目する。利害の対立する政治勢力間で内戦状態に突入していく20世紀初頭から1910年代前半にかけて、彼女たちが雑誌への投稿ばかりでなく組織化を図りながら展開した言説や行動とはいかなるもので、どのような限界あるいは妥協を秘めていたのかを検討してみよう。そのうえで第3節において、こうした情勢のなかであっても、制度の整備や改革を軸とした要求を展開し、とくに動乱が収束しつつあった新憲法定期

において進展をみせたフェミニズム運動の牽引役を果たした人物エルミラ・ガリンゴの思想を分析することにしたい。それを通して、男女両性の関わり方の問題を中心軸に据えることで、革命前夜から動乱期にかけての歴史を見る眼差しにも厚みを増すことができる期待されよう。

2. 初期革命運動への女性の参加とその言説

市民的諸権利の内容や定義は国民国家の形成期に試行錯誤のなかから構築され、女性市民は（男性市民も）それを国家に対して闘いとってきたという事実は、スコットの歴史研究などで明らかにされてきている¹³。では、メキシコでディアスの長期独裁政権への再選反対運動が高まり、革命に突入した時に、女性が要求した権利とはどのようなものであったのだろうか。それを窺い知ることができる情報源は、さまざまな組織や党派に属する女性たち自身が執筆し刊行するようになった上述の雑誌やパンフレットの記事である。すでに前節で触れたように、1904年頃までに、主に中流階層の教育を受けた女性が団結し行動はじめていた。その年、メキシコ市で『メキシコ女性』というフェミニズム誌が発刊され、まずは女性の教育機会拡大のほかに、民法の改正を通じて性的二重規範に終止符を打つことが要求されるようになる¹⁴。

この時期に活躍を遂げた急進的な先駆女性を二人挙げることができる。ひとりは、植民地時代からの鉱山都市グアナファートで1901年、反体制紙『ベスペル』(Vesper 宵の明星)を発刊したジャーナリストのフアナ=ベレン・グティエレス=デメンドサ (Juana Belén Gutiérrez de Mendoza: 1875-1942) である。グティエレス=デメンドサは、当局による弾圧のため何度も投獄を体験しながらも同紙を15年間にわたって存続させた。銀行、保険会社、鉱山、織物工場、道路建設等の外国資本による独占的支配に対する怒りを表明し、貧困の増大、土地を持たない農民や工場労働者の搾取と生活水準低下を告発し、カトリック教会の復権を危惧した¹⁵。1907年にテキサスに亡命したとき、メキシコ自由党を1905年に創設したマゴン兄弟のアナキズムに合流したことでもあったが、1910年には「圧制者の陥落は圧制の終焉ではない」と呼びかけ、再選反対党を1909年に結成したマデロ¹⁶を承認し、大統領として支持した¹⁷。しかし、マデロが社会変革に着手しようとしないことに業を煮やし、農民派のエミリアノ・サパタ¹⁸と共に闘するに至った。グティエレスはつねに労働者の視点に立ち、労働者を苦しめ反体制論者を弾圧するディアス政権に対して持てる権利を行使して抗議運動を起こそうとしない国民男性を酷評し批判したのである¹⁹。

さらに、政治と直結した女性の活動には、メキシコ自由党ならびに再選反対党への活発な関与がみられ、両政党の政治クラブへの入会、女性独自の政治クラブ創設、政治声明文の執筆や署名によって積極的な抗議運動を展開した。そうしたもうひとりの代表的女性が

教員のドローレス・ヒメネス＝イムロ（Dolores Jiménez y Muro: 1848–1925）である。1910年にマデロ派に参加し、再選反対派女性クラブ「クアウテモックの娘たち」を組織した翌年、抜本的な社会経済改革を提唱する「政治・社会計画」を執筆した。もっとも、社会主義者のヒメネスにとっては、女性解放は労働者階級の解放に従属するものであり、社会主義革命と同時に自動的に達成されるはずのものであったのであろう。したがって、女性は労働者解放のための階級闘争に合流すべきであって、女性独自の闘いは労働者の団結を阻害するとみなしたからか、女性の権利の要求を特記している文書は見当たらない。ともあれ、グティエレスとヒメネスのいずれも、1900–1910年の、革命に至る直前の先駆的運動期に頭角を現し、最終的にはサパタの支持に回り、その死まで活躍を続けた²⁰。

他方、マゴン派に与する女性集団も大規模に組織化し、ストライキやデモ行進といった形で労働運動に力を入れつつ、女性の参政権を含めた幅広い分野での男女平等を訴えた²¹。たとえ男性が支配する各政党の主張を支援するだけの論調であっても、あるいは本質主義的立場からの平和運動であっても、女性たちが公的領域と私的領域の境界を打ち破り、政治の世界に参入したという事実だけで、その行動は特筆に値すべきものだったといえよう。

とはいえる、ある運動が「フェミニズム」であるためには、第一に女性の自律的運動であること、第二に女性の性役割（ジェンダー）に対する問題提起があること、その両方が必要である²²。第一の条件を満たしているからといって、女性によって担われるすべての運動がフェミニズムとは限らない。ブルジョア自由主義、アナキズム、社会主義、ナショナリズムと、政治思想や出身階級を異にしてはいても、革命期の女性たちには共通する困難と限界があった。すなわち、困難とは、いずれも男性優位の運動であり、女性の自律的運動とはなりにくく、女性の要求の独自性は認められにくかったことである。そして限界とは、生存戦略であったのかもしれないが、母性という女性の特性論を前面に押し出すことによってしか政治に参入することの正当性を説くことができなかつた点である。

こうして、メキシコ革命によって家父長制と男性性の強調は維持されたばかりか、強化されすらした、と女性史家の多くは見解を一にしている²³。だが、果たしてそうとのみ断言できるのであろうか。男性だけでなく女性もそれぞれに異なる状況下に身を置きつつ、それを改善しようと間違いなく働きかけていたであろうことを想起すれば、そのことを裏付ける足跡が必ずや残されているはずである。愛国心を高め、国家建設に何らかの形で参画したいと強く望みはじめていた女性層にとってはもちろんのこと、婚姻手続きもとらず家族を築いたものの男性の横暴のため、あるいは自らの地位が何ら保障されていないために、とりあえずは民法による法的保護を必要としていた貧困層の女性にとっても、社会変革と法改正を実現するための手段として、早い段階から参政権要求が始まってはいた。

さらに、そもそもメキシコはスペインによる3世紀に及ぶ支配からの独立を達成した後、

1世紀近くを経ても「国民国家」としての態をいまだ成してはいなかった。富の著しい偏在、少數の特權的エリート層による支配など植民地時代からの社会経済構造が深く根を張っていたうえに、ディアス独裁体制のもとで積極的に誘致された外国資本による歪んだ経済開発の陥穀におちいっていたのである。農民の97%は土地を持たず、日雇い農業労働者として貧困生活に喘いでいた。そこへ上述のマデロがディアスの独裁制打倒と政治の民主化をめざして1910年に始めた武装蜂起がメキシコ革命の発端となり、動乱期が20年頃まで続くことになる²⁴。軍事面・政治経済面・社会面にわたって繰り広げられ、現代メキシコの基を築くことになった歴史的一大画期として位置づけられるこの長期の革命運動の争乱期に、女性が目に見える形で参加したことは周知のとおりである。たとえば、戦場に赴く男性に同行し、食料調達から料理・洗濯・出産と子どもの世話まで、あらゆる伝統的性役割を担ったばかりか、武器をとり実際に命懸けて闘うこともあったことで知られる、ソルダデラと呼ばれる下層の従軍女性がまず想起されよう²⁵。なかには教育の場で革命思想を広めることに尽力する者、諜報・親書送達・看護などに当たる者、政策や綱領の執筆に協力する者もいた²⁶。それらは教員、薬剤師、工具、助産婦、看護婦、裁縫師というように拡がった職域に就いていた、声も顔ももたない女性たちであったが、わが息子や夫のために革命運動に参加したのであり、彼女らの態度は寡黙で無欲、政治的には無関心だったと從来信じられてきた。だが現実には、国の状況さえ変われば、自らの抱える状況も好転するかもしれないと期待を寄せていた可能性もある。それゆえにこそ、女性たちの革命運動への貢献はあれほどまでに活発で重要なものになったのではないかと解されるのである。

このように、女性の革命運動との関わりは多面的で積極的であったにもかかわらず、要求を実現するには多くの障害があった。政府のリーダーからの支援が薄かったこと、フェミニズム内部の対立が激しく、リーダーシップをとる人物が現れても長くは続かなかったこと、フェミニストの大半は中間層出身で、生活のために働く必要に迫られており、小学校教員が多く、一日の勤務の果てに運動を組織したり、貧困に病む女性大衆の意識を高めたりする時間的余裕もエネルギーもなかったこと、報道界が反フェミニスト的であるうえに、フェミニスト側には活動を自ら広報するための資金が不足していたため、不可視に近い状態に置かれたこと、教会が国家と対立していても依然として国民への強大な影響を保っていたこと等、枚挙に遑がない。じつに、女性の権利の排除は19世紀から20世紀後半にかけての長い期間、正当化されつづけたのである。

そこで、法学者の辻村みよ子が抽出している、各国に共通するいわば普遍的な「女性の権利否認論」が注目される。次のような辻村の指摘は、女性の権利を要求する側の論理について、20世紀初頭メキシコのブルジョア・フェミニズムの理論的限界を説明する際にも有効だと思われるからである。すなわち、男女の肉体的性差と女性の特性論に基づく男女

不平等論について女権拡張論者から提示されていた反論は、「たとえ女性は男性に劣るとしても、同等の権利を与えるべきである」とか、「たとえ女性の天職が家事と出産・育児であるとしても、女性の参政権はこれと両立しうる」というような、反対論（女性の権利否認論）の論拠を前提的に承認した議論であった。また、「能力的に優れた女性には権利を与えるべきである」等の論法に出発していた点では女性の分断化につながる危険性もあった、と²⁷。当時のメキシコで女性の権利が要求されるときの論拠には、このことがまさに当てはまるばかりか、これよりさらに強い母性礼賛の傾向があり、女性の使命としての母性に大いなる社会的意義があることを強調しようとしていたのである²⁸。

このように、女性の特性論や性役割意識に強く縛られていたとはいえ、立場や利害の異なる女性集団が、それぞれの生活圏でジェンダーをめぐる要求を突きつける好機として社会変革のこの動乱期を利用しはじめていた。ジェンダー史研究の関心が深まってきている今日では、女性の地位と諸権利が承認されるよう貢献し、成果を生んだ個別の女性たちの努力の跡が徐々に明らかにされつつある。そして次節で取りあげるのが、その代表的存在、エルミラ・ガリンドである。歴史学の地平において、ジェンダーをめぐる言説がメキシコで構築されていったプロセスを史料によって裏付ける作業は、いまだ堵についたばかりであるが、20世紀初頭のメキシコでは、貧困、社会での疎外、売春が女性に特有の緊急問題であり、これらこそが女性の状況を認識するうえでフェミニストの言説を後述するよう根本的に変えたと解される。つまり、女性の抱える状況の認識のしかたは、単なる生物学的差異から、社会的差異を大きく浮き彫りにしようとするジェンダーの言説へと移行しつつあったのである。

3. エルミラ・ガリンドのフェミニズム思想と立憲期の法制改革

本節では、内戦状態にあった革命の動乱末期、ベヌスティアノ・カランサ²⁹の率いる勢力が国内の他勢力をほぼ制圧し、憲法制定を行った時期を中心に、法制改革に向けていかなる働きかけが女性の側から行われたかを検討する。なかでも、護憲派軍第一統領カランサの側近として活躍したばかりか、女性の権利の問題のいくつかに法的措置を加えるよう直接的影響を与えたエルミラ・ガリンド（Hermila Galindo: 1896-1954）に光を当てよう。その抜きん出た構想と行動力によって、その後の時代に発展することになる女性解放運動にいかなる思想と戦略をもたらしたのかを解明するためである³⁰。

ガリンドは、指導者の多くを生んだ革命の震源地帯である北部の一角、ドゥランゴ州レルドに生まれ、15歳の時にはすでに英語、速記術、タイプライター術を習得していた。1911年にメキシコ市へ移住し、自由主義派の政治クラブに入会した。雄弁家であったため、1915年1月、カランサ派が首都奪還に成功し入城した日、歓迎演説を打つ任務を帯びた。

そしてカランサは、歳若いガリンドの熱意と演説の切れのよさに驚嘆し、内閣府のメンバーにと要請した。このときのカランサには、サパタとビジャの人気と影響力に対抗する必要があり、労働者層および農民層の代表格からの支持が欲しかった。と同時に、自らが掲げる明白な反教権的姿勢にまつわる女性からの一般的な反感を少しでも和らげたいとの願いがあった³¹。カランサにとってガリンドは天から降って湧いたまたとない同盟者だったのである。ガリンドはカランサの政策を全国的に精力的に宣伝してまわり、1916年にはキューバのハバナにおいて、米国のメキシコに対する内政干渉を批判しナショナリズムを強く押し出すカランサ・ドクトリンを披露する演説を行った³²。また、ガリンドが国内各地に組織したフェミニスト団体からなる組織網が政治的動員装置として機能した。こうして、政治家カランサの最大の関心は、法的整備によって国を治め、内戦状態を収束することにあったのだが、こうした思惑と同時に、革命闘争における女性たちの目覚しい活躍に対して、指導者としては何らかの権利を与えることで呼応せざるを得なくなっていた。そのため、この時期（1915-17）には、女性からの要求に配慮して、サパタ派の基盤であったモレロス州で1915年に離婚が承認され、非嫡出子の烙印をなくす婚姻法が制定された。さらに、護憲派も同年に離婚法、1917年に家族関係法を発布した。のみならず、それらを盛り込んで現行憲法である1917年憲法が発布されたのである³³。

ガリンドは『現代女性』(*La mujer moderna*: 1915-1919) というフェミニズム雑誌の発行者でもあった。この雑誌には二つの目的があった。すなわち、フェミニズム思想の流布とカランサの権力定着の手助けである。紙面で展開した論調の要点は次のようにまとめることができる。闘いの主たる目標は、参政権も含めた市民権に基づく完全な男女平等教育と、ジェンダー関係から二重規範を排除するための民法改革の要求である、と。しかしながら、その創刊号には次のような言説も滑り込ませてあった。

「……わが国の女性が不斷の努力と洞察力と忍耐によって貴く価値ある大義のために寄与するようにと私たちは望んでいるだけです。そうするために市民権は必要不可欠ではありません。女性には家庭という独自の肥沃な地盤があるので。賢人の言にあるように、揺りかごを優しくゆする手が世界の運命を導くのです。」³⁴

母性の強調ではないにせよ、家庭内における従来の女性の位置づけや性別分業を是認する姿勢をとっている。そして、当面のフェミニズムの課題を「教育と職業を授けることによる、女性の精神的尊厳と実質的地位向上」に置いていた。さらに、教育は宗教と無縁であるべきことも主張していた³⁵。

ついで、1916年の1月と11月に、ユカタン州のメリダ市において開催された全国で初の

フェミニスト会議に目を転じよう。こうした会議の開催自体、女性が革命の提案事項に応じられるだけの政治勢力とみなされるようになったことの証左でもある。カランサが任命した州知事、サルバドール・アルバラド (Salvador Alvarado: 1879-1924 知事在任 1915-17) が「女性の地位を向上させなければ、祖国をつくり上げることはできない」と主張して主唱し援助を行い、2回の会議を召集したのであった³⁶。

両会議の目的は、女性の置かれた現状を認識し、目指すべき新しい社会への女性参加の度合いを高めるための議論と検討にあった。出席者の条件として初等教育修了程度の知識と会期中の皆出席が求められた結果、参加したのは教員女性617名であった。部会での制定事項や討議内容を読めば、どの議論にも、女性の能力を認識し、その教育を振興し、女性のより能動的な社会参画を可能にするために法制改革がなされるよう要請することの重要性が通底していることが読み取れる³⁷。

女性の権利についての、ガリンドの論議を呼んだ考えは、これら2回のフェミニスト会議で発表するために書かれた二つの試論に存分に展開されている。1915-19年という短い政治生命だったが、その間にガリンドは同時代のフェミニストの誰よりも多くの著作を出版した。それは多分に大統領のカランサとユカタン州知事アルバラドからの公的な支援があったからである。

まず、第1回会議の開会に際し、ガリンドは「これから女性」³⁸と題する草稿を送り、代読がなされた。その主要な論点は、女性の性本能、必要とされる教育の質、売春問題、労働問題、婚姻関係といった女性に固有の難題にあり、それらについて独創的でエネルギーの提起を行った。演説の冒頭、アリストテレスを引用した後、こう断言する。

「女性の肉体には性本能が抗し難いほど旺盛に溢れているため、いかなる偽善的な策をもってしても、それを撲滅し改善し制御することはできないのです。強烈な本能に背くと、健康を害しモラルを損ない、自然のなせる壮大な業を破壊し、神に向かって『神よ、あなたは誤った』と最も残酷な冒瀆の言葉で非難することになります。」

『女性の解放』を著したJ・S・ミルに依拠しながら、男性と同様の知的精神的教育を授ける重要性と、女性に対する宗教の悪影響にも言及する。

「一般に女性に対しては心と魂の生き方と呼ばれるものの育成に努力が払われる一方で、理性の開発は放置され省かれことが多いと言えます。その結果、女性は知的精神的生活の奇形や不在を呈し、あらゆる宗教的信念に対する親近感を高めることとなります。女性の頭の中はあらゆる宗教関係その他の性質の駄弁によってかなりの部

分が占められており、あらゆる反動的思潮に傾きがちです。」

さらに性教育の必要性をも訴え、

「誤って理解されている慎みの概念と古くからの偏見によって、女性は有益でしかも不可欠な知識を得られずにいます。そうした知識はひとたび普及すれば、生来の性的欲求に対する防具となるはずです。ここで私が言っているのは医学の原型と考えられ得る生理学と解剖学のことです。これらの学問的知識は中等教育機関において本来なら扱われるべきなのですが、実際は医学を将来の職業とみなす者にしか授業がなされていません。同様のことが衛生問題への留意についても指摘できると思います。大部分の家庭においてよく理解されておらず、しかも未だに『女児にいらぬ知恵をつけない』というばかげた口実によって故意に知らされないままになっているのですから。そのような考え方をとる母親は、人種の劣化に拍車をかけていると言えます。なぜなら、どのような無気力、神経質、気弱な女性は、祖国のために活力ある人間をもたらすことができないからです。」

母性を公的・社会的機能を果たすものとして位置づけているわけである。母親には市民としての義務と責任を子どもに教える役割があると主張することで、公領域への参入を図っていたと解される。

また、結婚だけがセクシュアリティを合法的に行使する手段ではなく、むしろ婚姻制度が諸問題を引き起こしているのだと指摘し、離婚を含む婚姻に関する法の整備の必要性にも触れている。

「性本能は女性の中に完全なまでに支配的に君臨しているのです。社会の要請や成文律の定めるところによれば、結婚は性本能を満たすための唯一正当かつ道徳的な手段でありますから、私たちは恐ろしい状況に置かれていることになります。婚姻による正式な夫婦を増やすためのあらゆる問題点を私たちは見てきました。それは人口減少と人種的退化という、一国にとって起こり得る最も重大な危機をもたらすものですから、その解決策を模索する義務が革命運動を担う思想家や政治家、立法者にはあるのです。」

のみならず、売春婦についても言及し、性的二重規範の産物であるとして、その名誉回復を唱えたことも注目されてよい。

これらの意見表明は、当時ではきわめてラディカルな言動であった。用いられている論拠は時代の最先端とみなされていた学者たちの諸説からの引用であり³⁹、「女性にとってこれから行動の基盤となり得る考え方の草案」を示すことを意図していた。しかし、ガリンドは自由恋愛の扇動者として非難され、不道徳かつ良俗とは正反対の発言によって家庭と社会の基盤を害すると酷評され、もっぱら物議を醸し出すに終った。

第二回会議にも、ガリンドは講演原稿を書き送った。「第二回ユカタン・フェミニスト会議で決議されるべき課題のため、エルミラ・ガリンド嬢の検討」と題する原稿の中の、「私は現代の女性です」という書き出しで始まる部分では、激しい勢いで前回の演説の論旨を自己弁護している。主張を曲げることではなく、むしろその革命的な思想を繰り返すための機会としたのである。こうしてガリンドは、離婚を社会的「自然淘汰の法則」として肯定し、護憲派が男女同権を可能にする進歩の時代へと国を変革していくのだと語り、フェミニズムと憲政主義の結合の意義を確信していた。

「幸いにも革命はその約束のひとつとして、女性の悪評高い過去の破壊を挙げています。革命を信じ、革命の指導者層の誠実さを信じる私たちのような人間は、すでに離婚法が制定されたように——そのこと自体、ひとつの前進ですが——、近い将来メキシコでも女性を男性と対等な地位に引き上げ、同じ権利と特典を享受させてくれる家族関係法が成立すると期待しています。メキシコの家族は愛という基盤の上に安定して営まれ、女性は尊厳と気高さを獲得して、その使命を果たすのに恐れを必要とはしなくなり、明るい未来を確信して意欲的に使命を全うすることでしょう。」

但し、ここでも母親役割を政治化している点は指摘しておきたい。

また、第一回会議において、参政権要求が当然論じられ、しかも参加者の大半がこれに反対の票を投じたという結果をうけて、ガリンドは第十回国際女性会議で参政権に関してスペインの詩人が表明した論拠を引用する。

「女性はとくに参政権を必要としています。……アルコール中毒、売春、青少年犯罪、ポルノ、その他わが子を退廃させるものすべてと闘うために、公衆衛生と健康を獲得し、労働者の居住環境、市民生活、学校、市場施設等を改善するために、女性にとって参政権が緊急に必要なのです。」「婚姻契約、夫婦の諸権利、親権。これらを律する法律は男性によって制定されていて、明らかに不当です。女性もその生活の最重要部分を決定する法律の立案に介入できるべきではないでしょうか。」

さらに、同じ人物の以下の言説をも際立たせている。

「女性の領域はどこにでもあるのです。女性は人類の半分以上を占め、その生活は残る半分である男性の領域と密接に関連しているのですから。男女の利害関心は二分することができません。それゆえ、女性の領域は男性の領域があるところならどこにでもあるのです。言い換えれば、世界中にあるのです。」

これは、当時の公的場面では口の端にも上がらなかった女性の「性本能」を科学的に説いたこととも絡んで、性と生殖がいかに結婚、異性愛、母性という制度によって管理され社会化されているかを検証し、「個人的なことは政治的なことである」と主張した、のちのラディカル・フェミニズムの旗手ケイト・ミレットの考え方を先取りするものとみなせるのではないだろうか⁴⁰。

ともあれ、概ね1860年代から女性参政権運動が組織的に展開されていた欧米各国に続いて、メキシコでも1870年代に入って種々創刊された女性誌において女性の参政権が主張されだしていたが⁴¹、参政権獲得に動き出し、立憲議会に対して正式に請願を行ったのはガリンドであった（1916年12月）。かつ、参政権要求にみられる各国共通の論点は、男女の本質的平等論や利益論（女性の政治参加による社会的・経済的利益の増進、女性の地位向上）などであったのに対して、ガリンドの論旨にはそれとは明らかな違いがあった。

「当局の選挙において女性が投票権を持つことは厳正に正当なことです。なぜなら、社会集団との間で女性が義務を擁しているとすれば、権利も有していなければならぬのは理にかなったことだからです。女性が社会に対して義務を負っているのなら、権利も有していて然りであり、当局の選挙における投票権が女性にもあるのは厳正に妥当なことです。法は男女に等しく適用されます。女性は税を支払い、とくに独身の自立した女性は共同体の出費にも寄与し、行政措置に従い、万一罪を犯したときには有罪の男性と同刑に服します。このように義務に関しては法は女性を男性と同等にみなしていますが、こと特権に及ぶときだけは女性を蔑ろにし、男性が享受する権利を何ひとつ与えないのです。……法の作り手である社会にとっては女性は法を守るよう義務づけるためにしか存在しないのです。ところが法を適正化したり、法の間違いを取り除いたり、法を状況に合わせたりするためには、女性に対して何の権限も与えられていません。」⁴²

この考え方は、憲政主義に特徴的な、「国内のすべての住民に対して、その諸権利の有

効性と完全なる享受、および法の前の平等を保障する」⁴³ という自由主義的政治思想と十分に調和するものであった。しかしながら、要求は立憲議会で大した議論もなく否決された。その論理がいかなるものであったかは、ガリンドの請願に対する議会での否決理由を見ればわかる。

「……メキシコ女性の活動領域は伝統的に家庭と家族に限定されてきた。文明の進歩とともに起こるようになる、家族の結びつきの崩壊といった事態はわが国では生じてはいない。女性は政治意識が未発達で、公的事象に参画する必要を感じてはいない。事実、選挙権要求の大規模な団体運動がないことにもそれは表れている。」⁴⁴

男性議員たちはまた、女性が聖職者の影響を受けやすく、政府の反教権主義に反する保守的立場からの投票行為に出る可能性をも恐れていた。

二回のフェミニスト会議で明らかになったことは、1916年時点のユカタンでは、議会活動という狭義の政治に積極的に関わりたいと望む女性は少数派であり、もっとも先進的なフェミニストだけが選挙権を要求しており、それも地方選挙のレベルしか問題にされなかつたということである。この後、参政権要求は運動となって20年代、30年代へと受け継がれていく。そして、40年代の後退期を経て、ようやくメキシコで女性の参政権が承認されるに至るのは1953年のことであった⁴⁵。

フェミニスト会議は顕著な結果をもたらしたわけではなかったが、意義は大きかった。メキシコ史上はじめて、女性の大規模な集団が公開討論の場を持ち、女性の法的権利、女性が受けるべき教育の質、女性のためによりよい経済的機会を準備する必要性、女性とカトリック教会とのあるべき関係、性的二重規範が女性にもたらす作用等についての見解を交わし合った。これはフェミニズムの何らかの到達点ではなく、端緒にすぎなかつたが、これこそが1910－20年間の社会革命が歩んだ軌跡そのものである。換言すれば、すべてのメキシコ人の社会的平等というゴールをめざしての始まりであった。

加えて、この会議の成果として、1917年4月に家族関係法⁴⁶ が発布された。この新しい法律には5つの革新的特徴があった。すなわち、婚姻の解消性、夫婦間の平等、非嫡出子の地位保障、養子縁組の制度化、夫婦財産の分離制である⁴⁷。同法の前文において、カラソサが既婚女性のための法制改善の必要性、妥当性、緊急性を説き、民法の全面改正という困難で時間のかかる手順を待つ代わりに、家族関係に関わる部分だけを分離し法整備を行うことで問題解決に当たることにしたとの経緯を明らかにしている点からは、ガリンドの政権中枢に与えた直接的影響が垣間見える。実際、次のようにジェンダー視点からの改善点が少なからず評価できる。すなわち、離婚の合法化に起因する調停に関して言えば、

夫婦間の権利と義務、父親が誰かなど親子関係の確認、子の認知、親権、子の自立と後見等を適切に行い、子どもの養育と財産管理は夫婦が協力しあうこと、婚約破棄の場合の賠償義務、夫の家計維持義務、財産管理と契約についての夫婦双方に対する全面的な能力認識つまり別産制と妻の利権保護対策、妻の婚外子を夫の同意のもとで認知する可能性、両親に存する親権、こうしたことが新しく規定されたのである。

このように、ガリンドは革命の理念をジェンダーの視点から深めることに多大な貢献を行い、フェミニストとしての活動期間は短かったが、大きな足跡を残した。当時までの欧米のフェミニズム思想の成果を自国固有の歴史的状況に合わせて再解釈しようとする、いわば「過渡期」の女性層がたしかにメキシコにも存在しており、ガリンドはその代表的なひとりだったと言えよう。

4. 結語：フェミニズムがメキシコ革命期の社会にもたらしたもの

1910年に起った革命は起爆剤として、北部国境地帯はその震源地として、長い間蔑ろにされてきた政治的権利に対する女性の意識を決定的に駆り立てることになった。そして、1910－17年間、女性は能動的で活発な役割を果たしうることを実証した。講演録や執筆記事に見てきたように、ガリンドに代表されるフェミニストたちが求めていた女性像は、積極的に行動し、冷静かつ勤勉で、人生の選択を自由に行える、愛国心に満ちた、現代的女性だった。とりわけガリンドは、女性の性本能、女子への性教育、性的二重規範への批判、母性の政治的役割の重要視といった個人的な問題が、革命以前とは異なるメキシコを建設するためには根本的な課題であると捉え、それらに公的・社会的な性格を賦与する独自の解釈を展開して、フェミニズムを憲政主義に結合させた。1920年のカラサンサの死とともにガリンドは政治の表舞台からは退いたが、主張や政治的立場の相異なるフェミニスト集団が、女性の参政権、女性労働者の待遇改善、社会での女性の行動を制限している法システムの改革のような、ガリンドが提起した課題を擁護し、第二派フェミニズムが興隆しはじめる70年代まで、運動は脈々と、そして複眼的に受け継がれていった。

しかし、革命期に女性たちが達成した初期の前進が女性特有の経験として革命史に付記されるだけでは、歴史を見る眼差しの方向を変えることにはつながらないということに留意しておきたい。メキシコ革命を主導した派がフェミニズムの求める新しい女性像を支持し普及させたのはなぜなのか。女性の革命運動への積極的な参加は、革命の指導者らの政策決定に大きく影響していたのである。歴史研究の上で重要な政治的・経済的変革運動として解明してきたこの革命であるが、これを契機に両性の関わりはどれほど変化したのか。少なくとも、男性為政者は女性に有利な一連の法令をその政治構想に含めるようになった。だが、革命はその争乱期と争乱直後の時期に女性の権利要求運動を促進するための触

媒の役割を果たしたということに気づいた歴史家は、今のところごく僅かである。

本稿では、19世紀末以降、女性の教育機会が増し、男性しか就けなかった職への採用がみられはじめ、フェミニズム、実証主義、社会進化論といった新しい思潮の普及という背景があったなかで革命が起爆剤となり、1910年代のメキシコにも、「公的領域における女性の政治的・法的権利の確立（リベラル・フェミニズム）」や「経済的権利と労働者としての主体性の確立（社会主義的フェミニズム）」という各国の第一波フェミニズムに共通する要求が生じたことを見てきた。革命への何百万人という民衆女性の積極的な参加を軽んじているのではない。メキシコ女性は弱々しく無氣力で、消極的であるうえに依存しやすいという神話にとらわれているわけでもない。しかし本稿では、あくまでも制度を軸とする法的な形式的平等をいかに要求したかという点に軸足を置いた。フェミニズムのこの段階が深化し、近代家族を背景とする私的領域の性別役割分業批判や、女性の性的自立権や自己決定権の確立に対する問題意識が一般的に現れるまでには、1960年代末の第二派フェミニズムの登場を待たねばならなかった⁴⁸。しかしながら、第3節で明らかにしたように、1916年にメキシコのユカタン州メリダ市で開催されたフェミニスト会議では、セクシュアリティ、離婚、自由恋愛、女性の市民としての社会参加、男性の性的二重規範批判などのテーマが登場し、論議がなされた。これらは予め設定されていた議題ではなかったが、参加者の大半にとっては仰天させられるような内容のガリンドの開会演説が問題提起の役目を果たし、議論を勃発させたのである。その結果、少数派ではあれ、ガリンドの主張を支持する論陣が登場し、活発な議論が交わされた。

フェミニズムを「女の立場からするところの社会認識」の理論とみるならば、他の社会理論と同様に理論としての発展史をもっているということになろう。1910年代半ばのこの時期に、メキシコのフェミニズム運動は確かな萌芽を見せ、それは次の世代によって育みはじめられていく。この初期の過程を分析することによって、私たちはメキシコ革命のこれまでとは違った風景を垣間見ることができたのではないだろうか。

注

1 本稿は同志社大学人文科学研究所第11部門研究会「社会運動・政策決定とジェンダーの国際比較研究」（2001－2003年度）における成果であると同時に、Federación Internacional de Estudios sobre América Latina y el Caribe (FIEALC) ラテンアメリカ・カリブ海研究国際連盟第11回国際学会（国立民族学博物館・大阪大学、2003年9月）での報告“Las reivindicaciones de género en la etapa armada de la Revolución Mexicana”「メキシコ革命動乱期におけるジェンダー視点からの要求」に大幅な加筆を行ったものである。本研究の史料は主として、研究所叢書として同志社大学および人文科学研究所が出版助成を提供してくださり出版することができた、松久玲子編『メキシコの女たちの声：メキシコのフェミニズム運動資料集』行路社、2002年に依拠していることを記して厚く御礼申し上げる。

2 Kerber, Linda, *Women of the Republic — Intellect and Ideology in Revolutionary America*, The University of North Carolina Press, 1980. 但し、最近の研究成果によって、米国建国期におけるジェンダー

- 関係の再構築プロセスには、家事と育児を通じて国家のために奉仕する新しい賢明な母親像の創造という言説だけでは説明し得ない、より広範で複雑な議論が含まれることが明らかになりつつある。肥後本芳男「アメリカ建国期の政治文化と『女性の権利』論争」『社会科学』第72号、同志社大学人文科学研究所を参照。
- 3 大越愛子「『国家』と性暴力」江原由美子編『性・暴力・ネーション』所収、勁草書房、2001（初版1998）、pp. 104-109、他に同「女性と戦争論」『女性・戦争・人権』創刊号、1998も参照されたい。
 - 4 Secretaría de Educación Pública, *La educación pública en México a través de los mensajes presidenciales desde la consumación de la independencia hasta nuestros días*, 1926, pp. 13-165. 1860年までの教書には女性教育に関する言及は一切ない。
 - 5 Macías, Anna, *Against All Odds: The Feminist Movement in Mexico to 1940*, Westport, Connecticut, 1982, p. 11. 1889年までは女子中等学校の卒業生は小・中学校の教員になれたが、女子師範学校に改編されてからは6年制から4年制になり、小学校教員にしかなれなくなった。そのため、当時、小学校教員の3分の2が女性で、その日給は一人分の生活がやっとの2ペソ以下だった。Véase González Navarro, Moisés, *El porfiriato: La vida social*, vol. 5 de Historia moderna de México editado por Daniel Cosío Villegas, 1957, p. 627.
 - 6 *La Mujer Mexicana*, 1 de octubre de 1904, pp. 1-2. 刑事訴訟で男性被告を弁護したことで法曹界での反感を買い、以後はその女性 María Sandoval de Zarco は民事しか扱えなくされてしまった。
 - 7 「フェミニズム」という用語はメキシコでは19世紀末から使用されはじめ、20世紀初頭にはすでに教育を受けた層のあいだでは流布していた。使われだしたばかりで説明を要する概念であることを明確に自覚しながら用いられていたことが紙面から窺える。Cano, Gabriela, "Más de un siglo de feminismo en México", en *Debate Feminista*, vol. 14, p. 345.
 - 8 *La Mujer Mexicana*, 1 de febrero de 1904, p. 2.
 - 9 欧米の動きや著作はもちろんのことであるが、日本のフェミニズムの進展状況を取材報告したものまで雑誌に掲載されている。Revista de revistas, año 4, núm. 200, pág. 20, 1913. その反面、専門教育を受け、新しい職業に就く中間層の女性がかつてなく増加した一方で、家政婦になったり、売春に身を堕さなければ生活できない貧困層の女性も著しく増えた。1900年のメキシコ市には、人口195, 251人中25,074人の家政婦がいた。Iturriaga, José E., *La estructura social y cultural de México*, Fondo de Cultura Económica, 1951, p. 16. メキシコ市の人口は当時パリの5分の1であったのに対して、売春婦はパリの2倍を数えていた。1900-1906に年間平均で3,600人の私娼が逮捕されていたと推定される。Lara y Pardo, Luis, *La prostitución en México*, Librería de la Vda. De Charles Bouret, 1908, pp. 19 y 29.
 - 10 Offen, Karen, "Defenir el feminismo. Un análisis histórico comparativo", en *Historia Social*, Núm.9, 1991, pp. 103-135.
 - 11 「我々メキシコのフェミニストは、より善き娘、妻、母になることを望んでいる。フェミニズムに懐疑的な男性が抱く恐れのごとくに、家庭を壊そうとしているなどあり得ないことである。家族の絆を断ち切るのではなく、強めたいと願っているのである。」*La Mujer Mexicana*, 1 de abril de 1904, p. 2.
 - 12 García, Genaro, *La desigualdad de la mujer*, Imprenta de Francisco Díaz de León, 1891, pp. 9-19.
 - 13 代表的研究は、Scott, Joan Wallach, *Gender and the Politics of History*, Columbia University Press, 1988. スコット、ジョアン、『ジェンダーと歴史学』平凡社、1992
 - 14 *La Mujer Mexicana*, 1 de noviembre de 1904, p. 11. 「両性のための単一規範はフェミニストの不断の希求である。」（スペイン人フェミニスト、Concepción Gimeno de Flaquer の記事より）
 - 15 Instituto Nacional de Estudios Históricos de la Revolución Mexicana, *Las mujeres en la Revolución Mexicana*, 1992, p. 19.
 - 16 Francisco I. Madero (1873-1913) 北部コアウイラ州の大地主の長男に生まれ、フランスと米国で教育を受けた。1908年に『1910年の大統領選挙』を出版し、1857年憲法の復活を提唱した。引退宣言を覆し、連続6選を狙おうとしたディアスの再選反対運動を起こし、亡命したテキサスの地で独裁者打倒の全国武装蜂起を呼びかけた「サン・ルイス・ポトシ計画」を発してメキシコ革命を勃発させた。
 - 17 *Vésper*, 8 de mayo de 1910, p. 1.
 - 18 Emiliano Zapata (1879-1919) メキシコ革命動乱期の農民運動の指導者。農地改革要求運動のシンボル的存在。
 - 19 *Vésper*, 15 de mayo de 1903.

- 20 両名については、拙稿「メキシコ革命期における女性の政治参加と組織化——初期フェミニズムの要求と実現への第一歩——」『メキシコの女たちの声』2002年所収を参照。
- 21 とくに1906–07年には各地の鉱山や工場において労働争議が多発し、女性労働者も積極的に参加した。そうした運動の成果として1912–15年の間に、女性と児童の労働規制、労働災害保障、日曜祭日の休息、賃金の現金払い、アシエンダ内購買部（ティエンダ・デ・ラヤ）の廃止、労働組合の法的地位とストライキ権などに関する政令が次々と公布された。
- 22 上野千鶴子『ナショナリズムとジェンダー』青土社、1998、p. 54
- 23 先行研究のなかで理論的かつ比較的分析を行ったものに、McGee Deutsch, Sandra, "Gender and Socio-Political Change in Twentieth-Century Latin America", *Hispanic American Historical Review* 71, no. 2, 1991, pp. 260–276.
- 24 ディアスを追放した北部大地主層出身のF・I・マデロは社会改革に熱心ではなかったのに対して、農地改革を要求するE・サパタの率いる農民運動がメキシコ市の南で展開した。一時期、旧体制派が巻き返し反革命政権を樹立したが、マデロ同様北部の裕福な地主で、資本家や中産階級の利害を代表し立憲主義を唱えるV・カラサンサの勢力が、農地改革を含む政治・社会構想を打ち出し労働者の支持を得たことで農民派勢力との内戦状態を有利に戦い、15年秋にはほぼ全国を制圧、憲法制定に取組み、諸外国から政府としての承認を受けた。こうして、1910年のマデロによる武装蜂起から憲法が制定された17年までの動乱期をメキシコ革命と理解されがちであるが、より広義には、権力抗争がさらに続き、急進的な諸改革とともに反教権主義政策や外国資本の排除による米国の利権問題をめぐって危機的状況を経た20–30年代から、民主的政治体制と農地改革実施など革命の目標が実現されたカルデナス政権（1936–40）までを革命の時代と捉えるのが妥当であろう。
- 25 Poniatowska, Elena, *Las Soldaderas*, Ediciones Era, 1999.
- 26 Lau, Ana y Ramos, Carmen, *Mujeres y Revolución 1900–1917*, 1993. 本書はこの時代の女性運動に関する貴重な史料集である。
- 27 辻村みよ子『女性と人権——歴史と理論から学ぶ——』日本評論社、1997、pp. 117–118.
- 28 La Mujer Mexicana, Tomo I, Núm. 6, 1 de junio de 1904.
- 29 Venustiano Carranza (1859–1920) 北部コアウイラ州の地主の家に生まれ、州知事、連邦議会議員を経て、メキシコ革命勃発とともにマデロの運動に加わった。1913年3月マデロを暗殺した反革命勢力の打倒と護憲主義を掲げ、護憲派軍第一統領として戦い、革命の内乱を終結させた。その間、多くの社会改革諸法を発布し、これらを盛り込んだ1917年憲法を制定した。1917–20年大統領在任。
- 30 革命期にガリンドが精力的に繰り広げたフェミニズム思想は、これまで研究者の注意をあまり集めてはこなかった。フェミニズムと政治を中心テーマとしていた著述家としてのガリンドの業績のもっとも詳しい研究は、Mendieta Alatorre, Angeles, *La mujer en la revolución mexicana*, Talleres Gráficos de la Nación, 1961.
- 31 カランサを中心とした護憲派勢力は、労働者と農民の支持を取り付けるため、さまざまな社会・経済改革に関する政令を出した。農民に対しては、1915年1月に農地改革令が出され、その実施のための全国農業委員会および各州支部の設立が計画された。労働者に対するアピールとしては、最長労働時間や最低賃金を定め、「世界労働者の家」に対して武装闘争に参加するよう呼びかけた。1915年10月、カランサは事実上の政府承認をアメリカから取り付けた。
- 32 Galindo, Hermila, *La doctrina Carranza y el acercamiento indolatino*, 1919, pp. 159–61. 外交代表としての遊説はコロンビアでも行い、米国に対抗するラテンアメリカの総体的な同盟を創出しようというカランサの構想を説いた。
- 33 Rocha, Martha Eva, *En álbun de la mujer. Antología ilustrada de las mexicanas*, vol.IV *El porfiriato y la Revolución*, INAH, 1991, pp. 268–278.
- 34 Galindo, Hermila, "Laboremos", en *La Mujer Moderna*, año I, núm. 1, 16 de septiembre de 1915.
- 35 ガリンドは、「カトリック教会はフェミニズムの増進にとっての最大の障害である」と公言した最初のフェミニストと言える。
- 36 なぜ首都からも遠隔地にあり、他の地方から隔離された地理的条件のユカタン州で、女性の社会経済状況を改善する方策を探るための女性会議を開催するという全国初の、国政にまで影響を与えた試みが行われたのか。エネケン（龍舌蘭の一種、サイザルアサ）のプランテーションが広がり、マ雅先住民を奴隸に近い状態で酷使していたことで悪名高い土地が、女性解放の先進地となつたのは説明を要す現象であろう。じつは、ユカタンは女子のための小学校卒業以上の教育を最初に可能にした州のひとつである。そして、1870年にはすでに、

Rita Cetina Gutiérrez という指導者のもとでフェミニスト組織 La Siempre Viva と女子文芸学校 (Instituto Literario para Niñas のち教員養成学校に改組) が結成され、女性教員の厚い層が育成された。1910-15年間に8冊の女性の権利および離婚に関するパンフレットや著書がメリダで出版されたほどである。そして、1915年4月州知事としてメリダに赴任したアルバラドが、1ヵ月後、女性の経済的自立を助成することを州政府としてめざすと宣言した。アルバラドは、国内で最も抑圧されている弱者——先住民、工場労働者、日雇い農場労働者、家内労働者——を援助することに入力し、女性解放の闘いをその一部とみなしていた。主著に *La Reconstrucción de México. Un mensaje a los pueblos de América*, 1919がある。

- 37 Informe del Primer Congreso Feminista de Yucatán, 16 de enero de 1916, en *El Primer Congreso Feminista de Yucatán*, convocado por el C. Gobernador y Comandante Militar del Estado D. Salvador Alvarado y reunido en el Teatro "Peón Contreras" de esta ciudad del 13 al 16 de enero de 1916. Anales de esa memorable asamblea, Mérida, Yucatán, Talleres Tipográficos del "Ateneo Peninsular". および 1916: *Primer Congreso Feminista de México*, México/1975, Año Internacional de la Mujer, Instituto del Fondo Nacional de la Vivienda para los Trabajadores. 議題は、①女性解放のための社会的方策、②女性の権利要求のために小学校が担うべき役割、③女性が現代生活に順応できるよう、州政府によって振興されるべき学問分野と職業、④女性が社会で指導者たるために担うべき公的役割であった。第一回会議報告書の翻訳は松久編『メキシコの女たちの声』に所収。
- 38 Galindo, Hermila, "La mujer en el porvenir", 29 de noviembre de 1915, en *El Primer Congreso Feminista de Yucatán*.
- 39 1870年頃からヨーロッパで流布し、ガリンドの思想形成に影響を与えたとみなされる理論として、オーギュスト・コントの実証主義、ハーバート・スペンサーの社会有機体説、オーギュスト・ベーベルの社会主義フェミニズム、ジョン・スチュアート・ミルの社会的進化論を挙げることができる。ガリンドはこれらの理論を結集し、当時提唱されたばかりの概念用語を駆使して、ディアス期の女性に対して国家と支配権力が描いたジェンダー構造に果敢な反論を行ったのである。ガリンドの本会議演説を分析した論稿に、Orellana Trinidad, Laura, "La mujer del porvenir: raíces intelectuales y alcances del pensamiento feminista de Hermila Galindo, 1915-1919", en *Signos históricos*, núm.5, enero/junio de 2001, pp. 109-137.
- 40 Millet, Kate, *Sexual Politics*, 1970. 『性の政治学』
- 41 Montero, Julia, "La esclavitud de la mujer", *El Hijo del Trabajo*, Núm.413, 27 de julio de 1884.
- 42 Cano, Gabriela, "Hermila Galindo", en *Fem*, núm.72, 1988, p. 20.
- 43 カランサが1913年3月に発表した「ゲアダルーベ綱領」の一部。これに基づいて護憲運動が始まった。
- 44 Diario de los Debates del Congreso Constituyente 1916'1917, 1985, t.1, p. 830.
- 45 他国と比較したとき、1791年にオランプ・ドゥ・グージュの「女権宣言」が出されて女性の権利が要求されながら実現までに150年余りを費やしたフランス、1793年のメリ・ウルストンクラフトの権利要求から130年以上を経なければならなかったイギリスなどの歴史を思い起こせば、メキシコではディアス政権期における不平等ながら早急に進展した近代化過程が発端となって女性の参政権要求の声が上がりはじめてから、その後80年という比較的の短期間で権利獲得を実現したと指摘することもできよう。しかし問題は、「選挙」の主体としての権利を獲得した後も、そしてポスト革命期の1950-70年代には安定的に経済発展を遂げていたにもかかわらず、家父長制とマチスモのような社会通念と慣習が蔓延る社会では、「男女平等政策」という観点から権力行使機構における意思決定の場に参入し、政治変革の主体となるまでには、ごく最近に至るまでの半世紀をさらに待たねばならなかった。それほど制度規定上の権利獲得と実質上の発効とは乖離していることが少くないことを銘記しておく必要がある。同じことは日本の婦人参政権運動においても指摘できよう。というのは、日本でも1874年頃から盛んになった自由民権運動のなかで女性解放の思想や運動がようやく芽生えたのであるが、上からの弾圧や反動的法制整備、戦時下での後退のなか、1945年の敗戦によってもたらされた総司令部の民主化要請が直接の契機となってこそ「婦選」は慌ただしく実現したのであって、社会一般の意識変革は十分ではなく、近代国家の参政権理念および選挙制度にみられるバイアスがジェンダーの視点から問われるようになるのはさらに30年以上のことだったからである。女性の権利の要求は遍く、個々の女性が生きるうえでの多くの場面で感じざるを得ない、女であるがゆえの生きがたさ、不条理感、被抑圧感に基づいており、参政権の普及した今日でも依然として発せられつづけているのである。
- 46 *La Ley sobre Relaciones Familiares*, 9 de abril de 1917.
- 47 Sánchez Medal, Ramón, *Los Grandes Cambios en el Derecho de Familia de México*, Editorial Porrúa,

- S.A., 1991.
- 48 金井淑子「フェミニズムと人権問題——ウィメンズライツとヒューマンライツ——」神奈川大学評論19号,
p. 119.